# 平成23年第3回岩手町農業委員会総会会議録

１、平成23年第3回岩手町農業委員会総会は、平成23年9月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
（２）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（３）　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（４）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（５）　議案第４号　農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について
（６）　議案第５号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
12番　細野　清悦
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

17番　今松　利雄

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄

農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第3回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、17番今松利雄委員、の１名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。３番佐々木金見委員、４番田中正志委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件 議案４件、追加議案１件の提出があります。お諮りします。報告１件 議案４件、追加議案１件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件 議案４件、追加議案１件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第１項第１号の規定による転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、２ページとなります。農地法施行規則（転用の例外）該当届について、でございます。受付番号２番、土地の所在は、大字大坊第５地割、登記地目、畑、32,170㎡のうち39.79㎡でございます。申請人は、宮城県仙台市青葉区の携帯電話の会社でございます。施設の概要は、携帯電話の鉄塔１棟39.79㎡でございます。利用状況は無線基地局で、単年契約でございます。

次に、受付番号３番、土地の所在は、大字大坊第４地割、登記地目、畑、8,301

㎡のうち1.44㎡でございます。申請人は、宮城県仙台市青葉区の携帯電話の会社でございます。施設の概要は、携帯電話の鉄塔１棟1.44㎡でございます。利用状況は無線基地局で、単年契約でございます。３、４ページと９、10ページには農地法施行規則該当届、５ページから７ページと11ページから13ページには事業計画届出書、８ページには、大字大坊第５地割の図面、14ページには、大字大坊第４地割の図面を添付しておりますので参照してください。以上報告します。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご発言願います。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、16ページとなります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売買許可について、でございます。受付番号31番、土地の所在は大字土川第４地割、登記地目、畑５筆、登記面積合計21,793㎡でございます。譲受人が大字土川第４地割の62歳の男性の方です。譲渡人が八幡平市大更の58歳の男性の方です。理由は、相手方の要望でございます。譲受人の耕作面積は、195,056㎡でございます。家族数が９人、耕作者数は４人で、金額は総額500万円でございます。17ページには、大字土川第４地割の図面を添付しておりますので参照してください。

（１番横澤委員退席）

次に、資料は、18ページとなります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可について、でございます。受付番号16番から30番については、新幹線工事に伴い農地を鉄建公団に貸しておりましたが、工事終了後に地権者による農地の区画整理が行われて、現在に至っております。土地の所在は、大字沼宮内第18地割、登記地目、畑16筆、登記面積は合計2,526㎡でございます。譲受人、譲渡人は、資料のとおりでございます。理由は、贈与でございます。譲受人の耕作面積、家族数は、資料のとおりでございます。21ページには、区画整理前、22ページには、区画整理後の農地の図面をそれぞれ添付しておりますので参照してください。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転については、現地確認をしておりますので、現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

４番田中委員　受付番号31番について、現地調査を４番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と５番國枝委員、６番佐々木由和委員及び事務局２名で確認してまいりました。この場所は、上浮島地区で松本牧場から堀切の方に約100㎡位行った場所の左側です。もう一ヶ所は、その場所から約300㎡位離れたところでです。ここは譲受人が以前から借りていた場所で、今回相手側からの要望で取得するものです。取得する農地の利用状況ですが、全て耕作しており、本人も含めた世帯員は、現在、農作業に従事しており、取得後も農作業に従事する見込みで本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

次に、受付番号16番から30番については、同じ場所ですので一括して報告いたします。場所は、尾呂部地区で北緯40度公園の方へ入ってすぐの右側でございました。この場所は、以前から借りていて、今回収得するということでございます。取得する農地の利用状況ですが、全て耕作しており、本人も含めた世帯員は、現在、農作業に従事しており、取得後も農作業に従事する見込みで本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

７番黒澤委員　受付番号16番から30番についての確認でございます。ここの農地を区画整理するということですが、これは換地かなんかの事業で行うものかどうか。それとも個々に進めるのかお伺いします。

議　　長　事務局説明願います。

事　務　局　この場所は、最初、新幹線の残地でございました。本来であれば地権者が８名おります。土地改良法の認可手続きを取ってこの区域を全部、道路、水路、畑を含めて造り直すという土地改良法の手続きを行なわなければならなかった訳ですが、地権者の知識不足でそれぞれ使いやすいように区画整理してしまったので、土地改良法の認可に該当しなくなったということです。県と協議した結果、却下になりました。そこで、今度は１筆ずつ、分筆所有権移転をしなければならなくなったということでございます。それから現在まで、十数年そのまま保留になっておりました。当人たちでは、相続関係の手続きも大変だということで農業委員会も協力しながら今日の提案となりました。

議　　長　説明が終わりました。その他にございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(１番横澤委員入室)

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、24ページになります。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号５番、土地の所在は大字一方井第６地割、地目は畑、面積は2,308㎡のうち565㎡でございます。借受人が大字一方井第６地割の30歳の男性の方です。貸出人は大字一方井第６地割の60歳の男性の方です。転用目的が、農家住宅の建築でございます。

次に、受付番号７番、土地の所在は大字一方井第７地割、登記地目、畑、面積は150㎡でございます。借受人は、大字一方井第７地割の39歳の男性の方です。貸出人は大字一方井第７地割の61歳の男性の方です。転用目的は、農家住宅の建築ございます。２件とも、５月の総会に於いて農振解除申請済みであり、８月５日に農振解除になっております。25ページには、大字一方井第６地割、26ページには大字一方井第７地割の農地の図面をそれぞれ添付しておりますので参照してください。

次に資料は、27ページになります。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可について、でございます。受付番号６番、土地の所在は、大字江刈内第３地割、登記地目、田、登記面積77㎡でございます。譲受人は、大字江刈内第２地割の76歳の女性の方です。譲渡人は、大字江刈内第３地割の68歳の女性の方です。転用目的は、道路の新設でございます。大字江刈内第３地割の図面を添付しておりますので参照してください。農地法第５条の規定による農地等については、現地確認をしておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

５番國枝委員　受付番号５番から７番までの報告をいたします。現地確認は、私と４番田中委員、６番佐々木由和委員、及び事務局２名で確認してまいりました。受付番号５番について、この場所は５月に農振解除を申請した場所です。現在は庭になっておりますが、そこへ住宅を建てるということでした。

次に、受付番号７番について今松地区で５月に農振解除を申請した場所です。現在の家は取り壊して、今より大きく建て替えるとのことです。

次に、受付番号６番について場所は沼宮内バイパスの南口の近辺で沼宮内中継ポンプ場の近くです。畑に行くための取り付け道路の申請です。そこには、盛土をして砕石を敷設するとのことです。以上３件とも、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

（１番横澤委員入室）

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、29ページになります。農地法の適用外証明願承認について、です。受付番号は３番でございます。土地の所在は、大字沼宮内第19地割、登記地目、田１筆、畑１筆、面積合計880㎡でございます。申請人は、大字沼宮内第21地割の60歳の男性の方です。利用状況は、宅地、雑種地となっております。平成７年頃に新幹線工事に伴う事務所と作業場として貸しておりましたが、工事終了後も申請者が経営する造園業の作業場として、そのまま利用し現在に至ったということです。

（１番横澤委員退席）

次に、受付番号４番から11番については新幹線工事に伴い農地を鉄建公団に貸しておりましたが、工事終了後に地権者による区画整理をして現在に至っております。土地の所在地は大字沼宮内第18地割、登記地目、畑、９筆、面積は合計で699.39㎡でございます。申請人は資料のとおりでございます。利用状況は区画整理を平成４年頃に実施し、農道として整理してしまったとのことです。31ページには、大字沼宮内第19地割の農地の図面を32ページには大字沼宮内第18地割の農地の図面を添付しておりますので参照してください。なお、非農地証明願いについては、現地確認をしておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

５番國枝委員　今回の現地調査は、私、國枝と、４番田中委員と６番佐々木由和委員と事務局２名により、行いました。受付番号３番について、地区は尾呂部地区になります。工事後もそのまま使用して砂利等も敷いてそのままでは農地として使用できないと確認して参りました。

受付番号４番から11番について、同じ地区でございますので一括して報告いたします。場所は４号線沿いの北緯40度公園の方へ入ってすぐのところでございます。現地は砕石等も敷かれて、農地として使用出来ないと確認して参りました。いずれも法令等の審査基準に遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

(１番横澤委員入室)

議　　長　議案第４号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、

であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は34ページとなります。受付番号５番、事業計画者は大字土川第４地割の45歳の男性の方です。事業目的は農家住宅建設のため農用地を宅地に転用するものでございます。土地の所在は大字土川第４地割、計画面積は、畑、9,064㎡のうち646㎡を計画しております。現在は畑で所有者、面積、地目については資料のとおりでございます。35ページは、農用地区域からの除外に関する検討表でございます。

次に、資料は、36ページとなります。受付番号６番、事業計画者は大字土川第４地割の45歳の男性の方です。事業目的は農作業施設として農用地を農業用施設用地に転用するものでございます。土地の所在は大字土川第４地割、計画面積は、畑、9,064㎡のうち865㎡でございます。現在は畑で、所有者、面積、地目については資料のとおりでございます。37ページは、農用地区域からの用途変更に関する検討表でございます。38ページからは、関係機関からいただいた証明書でございます。位置図については、41ページを参照してください。以上２件とも現地確認をしておりますので、現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

５番國枝委員　受付番号５番と６番については、現地は、私の地区になりますので、５番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と４番田中委員、６番佐々木由和委員、及び事務局２名で確認してまいりました。この場所は、上鳴沢地区です。受付番号５番について、転用理由は、農家住宅建設のため農用地を宅地に転用、受付番号６番については、たばこの農作業施設として農用地を農作業用施設用地に転用するということでした。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第４号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、追加議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

（１番横澤委員退席）

事　務　局　資料は、追加議案の２ページとなります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について、でございます。受付番号32番、土地の所在地が大字沼宮内第18地割、登記地目、畑、登記面積217㎡でございます。譲受人は大字五日市第５地割の70歳の男性の方です。譲渡人は大字沼宮内第17地割の50歳の男性の方です。理由は、以前から借りていて、今回贈与により取得するということです。譲受人の耕作面積は32,411㎡、家族数は４人、耕作者数は２人となっております。この件につきましては、先程、議案第１号で承認された区画でありますのでいずれも法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しておりますので、現地調査員の方からの報告は省略させていただきます。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

追加議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

（１番横澤委員入室）

その他に入ります。この際、皆さんから何かございませんか。ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第３回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時12分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

３番　　印

４番　　印